

宇美町共働事業(行政提案型)募集

▶共働事業提案制度とは

町民活動団体が、先駆性、専門性、独自性などを生かして宇美町と共働で実施する公益的な事業を提案するものです。中でも、今回募集する「行政提案型」は、行政が町民活動団体と共働で取り組みたい課題またはテーマをあらかじめ示し、これを基に町民活動団体が具体的な取組を提案するものです。今回は、以下の3テーマで事業を募集します。

▶テーマ

①地域コミュニティを元気に、活発に

『"うみは元気ばい"地域コミュニティ活性化プロジェクト』

②地域共生社会の実現に向けて

『みんなが輝く地域共生プロジェクト』

③町内名所の魅力発信、にぎわいづくり

『Hot Spot Project in UMI』

▶募集期間

5月1日(月)～31日(水)

※共働のパートナーとなる課と5月26日(金)までに必ず事前協議を済ませてください。

▶対象

自主的に活動し、社会貢献性のある団体(当該活動で得た利益の分配を目的としないものに限る)

▶補助金額と実施団体負担額

- ・町の補助金額 事業の実施に必要な総事業費の10分の9以内(1事業につき40万円を限度)
- ※協賛金や事業の実施収入で収益が出た場合は、補助金の一部または全額を返還していただきます。
- ・実施団体の負担額 総事業費のうち、町の補助金額以外の金額

▶審査

宇美町共働のまちづくり推進委員会において、事業の審査を行い、採択の可否が決まります。

▶募集要項など

町ホームページからダウンロード可能です。その他、まちづくり課にもご準備しています。

問 まちづくり課 共働推進係 ☎934-2370 FAX934-2371

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することで、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。	離婚などで、父(母)と生計を同じくしていない児童(父(母)が重度障がい者の場合を含む)に、手当を支給することで、母子・父子世帯などの生活の安定をはかり、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進をはかることを目的として、手当を支給する制度です。
要件	国内に住所を有する(留学中の場合などを除く)中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。	精神または身体に障がい有する20歳未満の児童を監護している人に支給されます。 ただし、対象児童が児童福祉施設などに入所している場合は受給できません。
月額	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満(一律) 15,000円 ●3歳以上小学校修了前(第1・第2子) 10,000円(第3子以降) 15,000円 ●中学生(一律) 10,000円 ※養育する児童(満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。	令和5年4月分～ <ul style="list-style-type: none"> ●全部支給 44,140円 ●一部支給 10,410円～44,130円 2人以上の児童を有する受給者に係る加算額は、第2子5,210円～10,420円、第3子以降一人につき3,130円～6,250円	令和5年4月分～ <ul style="list-style-type: none"> ●1級の方 53,700円 ●2級の方 35,760円
支給日	6月・10月・2月の10日	1・3・5・7・9・11月の11日	8月・11月・4月の11日
現況届提出月	6月	8月	8月
	所得が一定以上の場合は手当が支給されません。(所得制限限度額はそれぞれ違います)		
	所得税が「所得上限限度額」を下回った場合には、「町民税・県民税税額通知書」を受け取った日の翌日から15日以内に、改めて認定請求書を提出する必要があります。		
	支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給		
	現況届の提出は原則「不要」です。提出が必要な人には、5月に案内を送付します。	現況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するための届です。この届出をしないと、引き続き受給資格があっても、11月以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。	所得状況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するための届です。この届出をしないと、引き続き受給資格があっても、8月以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

問 住民課 年金手当係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

①令和5年春開始接種【5月8日(月)から】

▶対象 65歳以上の高齢者、12歳以上の基礎疾患を有する人または医師から重症化リスクが高いと判断された人、医療従事者、高齢者施設従事者

▶接種券 65歳以上の高齢者と以前基礎疾患の申請をした人には、4月24日(月)から接種券を発送しています。

※基礎疾患の申請をしていない人、医療従事者、高齢者施設従事者の人は、接種券発行申請をしてください。

▶予約 4月24日(月)に5月の予約枠を開放しています。



接種券発行申請フォーム

②小児、乳幼児の接種について

4月14日(金)に5月の予約枠を開放していますので、接種希望の人は予約をお取りください。

問 健康福祉課(新型コロナワクチン担当) ☎932-4897 FAX286-5477